

# 2025 年度 白梅学園大学・白梅学園短期大学

## 入学資格審査要項

本学では「高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者」として入学資格認定を必要とする方について（学校教育法施行規則第150条第7号関係）、次のとおり個別の入学資格審査を行います。個別の入学資格審査を希望する方は、以下の要領で申請を行ってください。

※入学資格審査を希望する方は、必ず申請期間前に本学にご相談ください。

### 1. 入学資格審査の対象者

白梅学園大学・白梅学園短期大学が実施する2025年度一般選抜・共通テスト利用選抜・社会人特別選抜・外国人留学特別選抜に出願する意思を有し、かつ、以下の出願基準①～⑦のいずれにも該当しない者、あるいは2025年3月までに該当見込がない者で、入学時18歳に達する者。

- ① 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。
- ② 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者。
- ③ 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- ⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者。
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）。

### 2. 申請書類 ※以下のもの以外に、必要に応じて他の書類の提出を求め場合があります。

ア. 高等学校に相当する学校の課程に在学している者、またはその卒業生

- (1) 入学資格審査申請書（本学所定用紙）
- (2) 当該学校の教育課程等を示す資料（学則、カリキュラム表等、授業時間数一覧など）
- (3) 調査書または成績証明書等
- (4) 卒業（見込）証明書

イ. アに該当する以外の者で、各種の学校などでの学習歴および社会での実務経験等を有する者

- (1) 入学資格審査申請書（本学所定用紙）
- (2) 各種の学校などでの学習歴および社会での実務経験等を記載した書類

◎様式は特に定めません。できるだけ詳細に記載し、高等学校卒業と同等以上の学力を有すると判断した理由も記載してください。

### 3. 入学資格審査申請期間および書類提出先

以下の期間内に申請書類を郵送してください。

#### ◇ 申請期間（締切日**必着**）

\*受験を希望する入学試験の出願期間に間に合うように申請してください。

第1期： 2024年 8月22日（木）～ 8月29日（木）

第2期： 2024年11月21日（木）～11月28日（木）

郵送する場合は必ず簡易書留・速達郵便とし、封筒（市販のもので可）表面に「入学資格審査申請書類在中」と朱書きし、**期日までに到着（申請期間内必着）**するよう手続きしてください。

なお、入学資格審査は無料です（審査料・手数料は発生しません）。

#### ◇ 申請書類提出先・お問い合わせ先

白梅学園大学・白梅学園短期大学 入学センター

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830

TEL： 042-346-5618 FAX： 042-346-5652

Mail： koho2@shiraume.ac.jp

※FAX、Mail でお問い合わせの方は、必ずお名前、電話番号を明記してください。

### 4. 審査方法

提出された申請書類等により行います。ただし、必要に応じて面接を行う場合があります。

### 5. 入学資格審査の結果通知方法

入学資格審査の結果は申請者宛に郵送により通知します。

入学資格を認められた方には「入学資格認定証明書」を交付します。

#### ◇ 入学資格審査結果通知の発送日

第1期申請者：2024年 9月14日（土）

第2期申請者：2024年12月14日（土）

### 6. 白梅学園大学および白梅学園短期大学への入学試験出願について

本学の「入学資格認定証明書」の交付を受けた者は、白梅学園大学・白梅学園短期大学の入学試験（一般選抜、共通テスト利用選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜）に出願することができます。

出願に際しては所定の出願書類とともに、出願資格を証明する書類として入学資格認定証明書の写し（コピー）を提出してください。

なお、出願書類・入試内容等に関する詳細は2025年度入学試験要項を参照してください。

### 7. その他の注意事項

- (1) 本学が交付する「入学資格認定証明書」は本学でのみ効力をもつものであり、他大学の出願には利用できません。
- (2) 入学資格審査にあたって提出された書類は返却しません。
- (3) 入学資格審査申請の提出書類により本学が知り得た個人情報は、本学の入学資格審査業務に限定して使用します。入学資格審査の結果、認定された場合は入学試験業務に引き続き使用することとし、その個人情報の取り扱い方針は入学志願者（受験者）と同様になります。
- (4) 大学入学共通テスト本試験を受験する場合は、必ず第1期申請期間に申請してください。
- (5) 不明な点やお問い合わせは、入学センター（Tel. 042-346-5618）までご連絡ください。